

# 議会運営委員会会議録

平成27年8月26日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:37

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 決算特別委員会の設置について
  - (1) 設置の有無
  - (2) 名称：平成26年度決算特別委員会
  - (3) 定数：11人
  - (4) 人選届出期限：9月4日(金)午後5時
  - (5) 設置時期：9月11日(金)
- 4 会期及び会議予定について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 8月27日(木)午後5時
  - (2) 議案に対する質疑通告締切日 9月4日(金)午後5時
  - (3) 意見書案・請願(追加)提出締切日 9月4日(金)午後5時
- 6 陳情の取扱いについて
- 7 その他  
次回委員会予定 9月9日(水)本会議終了後

---

## ○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成27年第6回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、配布しています「平成27年度補正予算資料」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、表の下のように記載していますように、補助事業に伴う事務事業費の変更等を中心に今後の所要額につきまして、一般会計で1億6046万9000円を補正するものでございます。

2ページ以降に補正予算の概要等について、記載しています。内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上が、予算関係の議案でございます。

引き続き、予算関係以外の議案について、説明いたします。

配付しています「議案概要」で、説明いたします。

「議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、筑穂支所庁舎3階を整備し、住民のふれあいと交流の場として貸館業務を開始するため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、「番号法」の施行に伴うもので、特定個人情報に対する必要な保護措置を整備するものでございます。

「議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、同じく番号法の施行に伴うもので、通知カードと個人番号カードを再交付する場合の手数料を定めるものでございます。

「議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、南伊川集会所を無償譲渡するため、廃止するものでございます。

「議案第118号 変更契約の締結」につきましては、飯塚市新庁舎建設工事の契約に関し、杭工事の変更に伴い、契約金額を1億6347万960円増額し、46億8768万4920円に変更するものでございます。

「議案第119号 変更契約の締結」につきましては、菰田保育所新園舎建設工事の契約に関し、矢板工事の変更に伴い、契約金額を914万7600円増額し、4億1909万5080円に変更するものでございます。

2ページをお願いいたします。

議案第120号と第121号の2件の「財産の譲渡」につきましては、南伊川集会所と福門自治公民館の建物を、それぞれ地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第122号 訴訟事件に係る和解」につきましては、「保険代位による損害賠償請求事件」の裁判において、裁判所が示した和解案について原告と協議を行った結果、双方同意に至ったため和解するものでございます。

内容としましては、市は相手方に対し、553万7582円の和解金を、市が加入している全国市有物件災害共済会から支払うものでございます。

「議案第123号 指定管理者の指定」につきましては、「サンビレッジ茜」の指定管理者として、「一般財団法人サンビレッジ茜」を平成28年度から5年間指定するものでございます。

「議案第124号 指定管理者の指定」につきましては、「リサイクルプラザ工房棟」の指定管理者として、「株式会社トキワビル商会」を平成28年度から5年間指定するものでございます。

3ページをお願いいたします。

「議案第125号 指定管理者の指定」につきましては、健康の森公園の「市民プール、多目的施設、多目的広場」の指定管理者として、「飯塚市健康の森 生き生きネットワーク」を、平成28年度から5年間指定するものでございます。

「議案第126号 指定管理者の指定」につきましては、「庄内保健福祉総合センターハーモニー」の指定管理者として、「社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会」を平成28年度から5年間指定するものでございます。

「議案第127号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納、開発帰属により3路線を認定するものでございます。

議案第128号から第131号までの人事議案につきましては、任期満了に伴います「人権擁護委員」4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

「平成26年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「平成26年度飯塚市立病院事業

会計決算の認定」までの17件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、26年度の各会計の決算の認定と、水道事業、下水道事業につきましては、利益の処分の議決を併せてお願いするものでございます。

報告第23号から次のページの第27号までの5件の報告でございますが、「交通事故及び車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅の管理上必要な訴えの提起と和解の申立て」の専決処分、平成26年度の「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

議案第118号の変更契約の締結、この内容と議案第119号の変更契約の締結、これ数字を読み上げて、つらつらと1億6千万円増額しますと、片方は914万円増加しますということでしたけれど、もう少し具体的な理由を言っていないですか。

○総務課長

まず118号の庁舎の建設工事につきましては、具体的に、杭工事を開始する前に、13ヶ所で試験掘を行いましたところ、事前に実施しました地質調査結果では判断できなかった掘削の難しい亀裂の度合いが異なる岩盤があらわれまして、予定の深さまで掘り進めることができない地点が半数以上ございました。このため、周辺への騒音、振動、工期への影響等を考慮し、新たな掘削工法の検討を行い、予定していた深さまでの掘削が困難なため杭を切断する費用、それから強固な岩盤を掘削するための新たな重機の費用等が必要となってくるため仮契約を行うものでございます。

○都市建設部長

議案第119号の変更の内容でございます。仮設工法におきまして、鋼矢板工法を現場で打ち込み工事完了後、それを最終的には仮設矢板を引き抜くというふうな設計をしておりました。その中で、現地に入りまして矢板を打ち込み、周りを掘削したところ、水位が高く軟弱な地盤でございましたので、鋼矢板を引き抜かず埋め殺し、現場でそのまま残置する設計内容の変更に伴う増額914万7600円というふうな内容でございます。

○道祖委員

単純に、119号はわかりましたけれど、118号は13ヶ所を試験的にボーリングしたということで、しかしそのときはわからなかったと。その時の予算はどれくらいだったんですか。どれぐらいの予算をかけて地盤調査をやられたのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:12

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

○総務課長

ボーリング費用につきましては、1369万4100円という形になっております。

○都市建設部長

先ほどのボーリング結果をもとに、施工業者を決めて発注しました。その中で、現地着手の杭工事を現場で着手した中で、所定の長さまで入れ込むというふうな作業の中で、固い層が、より固い支持層が出てきましたもので、その部分を、現場で着手、本工事着手前に、業者の負担で試掘をした中で、支持層を所定の長さまで入れ込む機械が追加工事として、工法の変更を

しなければ深さまで入らないということが判明しましたので、今回この工法を含めたところで、変更契約の議案として上程したものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

この変更契約を上程される分はいいが、これで杭工事は、このあとは変更ないんですね。確定してあるんですね。通常は地下に入る基礎工事の杭については、精算変更なんですよ、通常は。ところが、今回は中途において確定という形で先行掘り工事2100メートル、HOTロック削孔工事88メートルと、メーター数がきちんと正確に出ているわけですよ。これでもう最終変更でという受けとめ方でいいんですね。

○都市建設部長

今現在まだ既に現場は全部終わっておりません。質問委員言われるように、最後の精算という形では、今回の議案の内容から精算の形が出てくるという、想定としては出てくる可能性もあり得るとは思っております。

○坂平委員

変更契約でしょう。中途において、議案として出されてあるんですよ。だから通常そういった形で出すのかなど。過去にそういった形で、この議案として中途において、変更契約という形で出されたことはありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：23

再 開 10：27

委員会を再開いたします。

○総務課長

失礼しました。過去の変更契約につきましては、詳細にわからないことはありますけれども、変更議案につきましては、建設期間中であれば、いつでもよいというふうなことではなく、変更の必要が生じたら、直ちに仮契約を締結し、速やかに議案を提出し、議会の同意を得るよう努力しなければならないとされているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。議案書をお願いいたします。

議案第113号は総務委員会に、114号は市民文教委員会に、115号は総務委員会に、116号は市民文教委員会に、117号、及び118号はいずれも総務委員会に、119号は厚生委員会に、120号及び121号はいずれも総務委員会に、122号及び123号はいずれも経済建設委員会に、124号は市民文教委員会に、125号及び126号はいずれも厚生委員会に、127号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、議案第128号から131号までの4件の人事議案につきましては、先ほど説明がありましたように、本会議最終日に上程していただいております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から13号までの13件につきましては、いずれも、のちほど審議していただきます特別委員会に、14号から16号までの3件につきまし

ては、いずれも経済建設委員会に、17号は厚生委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に、報告事項5件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

認定第1号から13号までの13件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従いまして、特別委員会を設置していただいております。

なお、特別委員会の名称は「平成26年度決算特別委員会」、委員定数は「11人」、付託期間は「12月定例会まで」とし、閉会中の継続審査としていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。認定第1号から第13号までの13件については、事務局説明のとおり決算特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成26年度決算特別委員会」とし、委員定数は11人、付託期間は12月定例会までとして、付託案件は閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数、付託期間及び付託方法は、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

人員割りにつきましては、お手元に配付しております決算特別委員会人員割表をご覧ください。委員定数は先ほど申しました11名ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

また、正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。不足する委員数につきましては、白抜きの三角(△)印で示しております端数がある各会派間で協議をいただき選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、9月4日(金)午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては9月11日(金)に開催予定の本会議での議案の

質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「委員の人員割り振り等」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り等」については、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、9月4日(金)午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月11日(金)の議案の委員会付託の時とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」は、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

お手元に配付しております「平成27年第6回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、9月3日から9月18日までの16日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、各本会議、委員会ともに会期日程(案)のとおりと考えておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますように、新たに申し合わせいただきましたとおり、今9月定例会から一般質問の通告締め切りにつきましては、議会運営委員会の翌日であります、明日の8月27日(木)午後5時となっておりますのでご留意いただきたいと思います。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願の提出につきましては、いずれも9月4日(金)午後5時までに、提出していただきますよう、お願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・

請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配布しておりますとおり、陳情が2件ございます。

陳情第1号及び2号につきましては、その写しを9月3日の本会議初日開会前に、議席のほうにお配りすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は9月9日(水)の本会議終了後に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。